

令和2年4月23日

保育施設ご利用保護者 各位
保育施設ご利用保護者の雇用主 各位

宜野湾市長 松川 正則
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための沖縄県の緊急事態宣言発令に伴う 保育施設（認可保育所、認定こども園、小規模・事業所内保育事業）への 登園自粛等要請について

2020年（令和2年）4月17日に全国に拡大された緊急事態宣言を受け、4月20日、沖縄県においても独自の緊急事態宣言が出されました。宣言において、県民に外出の自粛が要請される一方、日常生活の維持に必要な事業活動については、感染防止対策に留意した上で、事業の継続が要請されたところです。このため本市の保育施設については、これまで家庭保育の協力をお願いしてきたところです。

しかしながら、緊急事態宣言の措置として外出の自粛が要請されていること、また、感染拡大の防止には、人と人との接触機会を現状から8割程度削減すべきとの見解が示されていること、沖縄県の方針で保育提供の縮小を求められていることを踏まえ、**緊急事態宣言期間中の保育については、これまで以上に登園自粛等を強く要請いたします。**

つきましては、具体的な取扱いを次のとおりお示しするとともに、保護者の皆様並びに保護者の雇用主の皆様におかれましては、保育施設での感染を防止し、流行の拡大を食い止めるため、できる限り登園自粛等にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、5月6日までの間で、保育施設を利用されていない期間の保育料は発生いたしません。今後状況が変わりましたら宜野湾市ホームページにてお知らせいたします。

1. 登園自粛等要請期間

令和2年4月27日（月）～5月6日（水）

2. 登園自粛等要請期間中の保育対象者について

原則として、**保護者全員が以下に該当し、かつ休暇の取得が困難な場合に保育を行うものとします。**

- (1) 社会生活を維持するうえで必要な施設等で従事する方
- (2) 運営の継続が求められている社会福祉施設等で従事する方
- (3) その他、真にやむを得ない事情のある方

※詳細は次ページガイドラインを参考にしてください。

問い合わせ先

宜野湾市 子育て支援課 保育児童係

098-893-4411（内178,176）

保育の対象となる職種のガイドライン

登園自粛等要請期間中の保育対象者は、原則として保護者全員(両親等)が下記に該当し、かつ休暇の取得が困難な場合に限ります。

1. 社会生活を維持するうえで必要な施設等で従事する方

施設等の種類	内訳
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスを含む。)
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、モノレール、船舶、航空機、物流サービス(宅配等) 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険代理店、官公署、各種事務所 ※在宅勤務等で家庭保育可能な場合を除く
その他	メディア、葬儀場、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※沖縄県が示した休業要請の対象外施設に準じる。

2. 運営の継続が求められている社会福祉施設等で従事する方

施設の種類	内訳
社会福祉施設等	保育所等(認可保育所、認定こども園、小規模・事業所内保育事業)、放課後児童クラブ 等
	介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービスまたは保健医療サービスを提供する施設

3. その他、真にやむを得ない事情がある場合

上記1. 2. には該当しないが、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、保護者の疾病や家族親族の看護介護、多児育児等で家庭での保育がどうしても困難な場合。ただし、その場合でも、利用時間の縮小や、保育日数の縮減にご協力お願いいたします。